令和7年度上半期認定調査員新規研修(Web研修)について

1. 概要

東京都における認定調査員新規研修は、e ラーニング等を活用した研修形式により実施しています。

令和7年度上半期においては、引き続き下記4に定める期間、下記の研修形式により 実施するものとします。

2. 研修教材

原則、下記URLからご自身でアクセスし、履修します。

(1)「要介護認定 認定調査員テキスト2009改訂版」

http://www.nintei.net/text.html 冊子を希望の場合は申込みをした区市町村にご相談ください。

- (2) 厚生労働省要介護認定適正化事業HP研修動画
 - ・「認定調査の基本的な考え方」講義動画(認定調査員能力向上研修会/東京会場(平成26年7月16日)の講義模様、1時間24分50秒)
 - ・「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画(20分10秒)
 - e ラーニングに収載されている動画(1時間11分50秒)※
 http://www.nintei.net/document1.html
 ※ e ラーニングシステムの「学習教材」にも同じ教材が収載されています。
- (3) <u>認定調査員向けeラーニングシステム</u> http://www.nintei.net/e-learning.html

3. 受講方法

- (1) 受講を希望する方は、区市町村に対して受講を申し込みます。(申し込み方法は、それぞれの区市町村の介護認定所管窓口にご確認ください。)
- (2) 区市町村から「認定調査員向け e ラーニングシステム申込ページ」のパスワード、及び別紙 3 に基づくアンケートデータを受け取ります。
- (3) 申込ページのパスワード受領後、e ラーニングのアカウント登録を行い、ログイン I D及びパスワードを取得します。(別添「【新 e-ラーニングシステム申込方法】 (認定調査員向け)」を参照)
- (4) ログイン I D及びパスワードの取得後、2の「研修教材」について、次の順番で 履修します。(別添「厚生労働省 認定調査員向けe ラーニングシステム 操作マニ ュアル」を参照)
 - ① 2 (1) の認定調査員テキストを読み込み、記載内容を理解します。

 \downarrow

- ②2(2)で指定する動画を全て視聴し、内容を理解します。
- ③2 (3) の認定調査員向けeラーニングシステムに収載されている「問題集」の うち、次の3つの問題をシステム上で回答します。
 - 事前アンケート↓・全国テスト
 - 初学者問題集

- (5) 受講した方は研修教材を履修後、「認定調査員向け講座」のページでご自身の履修結果として、①「事前アンケート」、「全国テスト」及び「初学者問題集」の履修評定の結果が『完了』になっていること及び②ご自身の氏名が記載されていることを確認し、PDFファイルに保存します(「別添_研修修了後のeラーニング結果の区市町村への報告」を参照)。
- (6) 受講等を完了した方は、区市町村から示されている所定の方法で、区市町村へ受講報告をしていただきます。(受講の報告方法等については、区市町村の介護認定所管窓口にご確認ください。)
- (7) 受講報告を受けた区市町村は受講結果を東京都に報告します。報告を受けた東京 都は受講修了を確認の上、研修修了者名簿に登載します。区市町村を経由して送付 した研修修了証をもって調査が可能となりますが、東京都で研修修了者名簿の登録 が済みましたら認定調査員としての資格は有するため、お急ぎの場合は区市町村通 して名簿登録のご確認をお願いいたします。
- (8) 研修修了者名簿への登載後、東京都は必要に応じて区市町村を通じ、研修内容を 補足する研修資料をお配りします。今後の認定調査に関する知識・技能向上のため の学習や、認定調査の実務の中で活用してください。

4 研修期限

区市町村からの受講修了報告は令和7年9月30日までとし、研修受講者はその間に 受講を修了し、区市町村から東京都に受講報告があったものを受講修了対象とします。 ただし、区市町村が上記期限の範囲内で、個別に期限を定める場合は、その期限を優先 します。

(区市町村の運用については、区市町村介護認定所管窓口にご確認ください。)

5 その他

(1) 本通知に係る取扱いは、今後の国の通達及び社会情勢等により変更することがあります。変更する場合には、別途通知します。

(2) 研修に関してご不明な点や確認事項がある場合は、区市町村の介護認定所管部署 までお問い合わせください。

<担当>

東京都福祉局高齢者施策推進部 介護保険課保険者支援担当 岸川、浅井 電 話:03-5320-4292

